

# 松江市公共事業等景観形成指針

(平成 29 年 4 月 1 日 松江市公告)

## 一 目的

松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業等」という。）に係る市の良好な景観の形成のための指針を定めるものとする。

## 二 基本的事項

公共事業等の実施に当たって、市の良好な景観の形成を図るうえでの基本的な事項は、次のとおりとする。

- 1 松江市景観計画（平成 19 年松江市告示第 61 号。）との整合性を図ること。
- 2 松江市内で行う公共事業等のうち、景観に及ぼす影響が大きく、市長が必要と認めるものは、松江市景観審議会に諮ること。
- 3 機能性、安全性、経済性等に配慮した設計を行うことはもとより、松江市の良好な景観形成のための先導的な役割を果たすことに留意すること。
- 4 地域の自然、歴史、文化及び伝統等の景観特性に配慮した形態、意匠、色彩等とし、さらに、適切な修景措置を講じるなど、良好な景観の形成を図ること。
- 5 公共事業等が地域の景観や住民生活に及ぼす影響、事業完了後の景観の維持に関する住民等と行政の役割分担などについて、必要に応じて住民等に対して説明、意見交換等を行うこと。
- 6 住む人の視点に加え、訪れる人の視点も意識し、松江市固有の景観をより広く、積極的に伝えるよう意識すること。
- 7 公共事業等の計画地において、法律や条例に基づく良好な景観の形成に関連する施策や地域住民等の自主的な取り組み等があれば、これらとの整合を図ること。

## 三 運用方針

この指針は、次の方針に従って運用する。

- 1 この指針の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。
- 2 景観形成のための配慮の程度は、事業の目的や緊急性、施設の機能、地域の特性、目指すべき景観形成水準や到達度等を勘案して適切に判断すること。

## 四 各施設共通の整備指針

市の良好な景観の形成を図るため、次に掲げる各施設に共通する整備指針に従って、

公共事業等を実施するものとする。

## 1 法面

- ア 構造及び形態については、できる限り周辺の景観と調和させ、緑化に努めること。
- イ 法面を安定させる目的でやむを得ず構造物を施工する場合であっても、できる限り緑化可能な工法の導入に努めること。

## 2 擁壁

- 構造、形態、意匠及び素材については、周辺の景観と調和させるとともに、必要に応じて周囲の緑化に努めること。

## 3 護岸

- ア 護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺の景観との調和及び連続性に配慮するとともに、生態系の保全及び親水性の確保に努めること。
- イ 必要に応じて護岸周辺の緑化に努めること。

## 4 防護柵

- ア 構造、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和に努め、地域の特性及び統一性に配慮すること。
- イ 安全性及び維持管理に支障のない範囲で、周囲の緑化に努めること。

## 5 舗装

- 素材については、施設の用途や地域の特性に配慮し、意匠及び色彩は周辺の景観と調和させるよう努めること。

## 6 標識及び公共広告物

- ア 設置数や設置場所の適正化及び整理統合に努めること。
- イ 形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和、地域や沿線の統一性に配慮すること。

## 7 照明施設

- ア 対象物に必要な照度や照明の方法については、照明の目的にあわせた工夫をすること。
- イ 灯具の位置、形態、意匠、色彩及び素材は、周辺の景観との調和及び統一性に配慮すること。
- ウ 光源の光度や色温度などが夜間景観に及ぼす効果や影響について検討すること。

## 8 緑の保全と緑化

- ア 良好な景観を形成している既存樹木については、保存、移植等による活用に努めること。
- イ 植栽に当たっては、自然の植生、周辺樹木との調和、地域の特性等に配慮すること。

## 9 占用行為等

公共用地における工作物の占用行為などについては、占用物などの位置、形態、意匠及び色彩が周辺の景観と調和したものとなるよう指導すること。

## 10 維持管理

ア 維持管理に当たっては、周辺の景観と調和させるよう努めるとともに、より良好な景観形成を目指した修繕及び補修に努めるとこと。

イ 日常的な維持管理は、まちづくりの一環として地域との協働を図るなど、行政と住民が共に取り組む意識の醸成に努めるとこと。

## 五 施設別の整備指針

市の良好な景観の形成を図るため、各施設共通の整備指針のほか、次に掲げる施設別の整備指針に従って、公共事業等を実施するものとする。

### 1 道路

道路は、人や物が行き来する最も基本的な施設であり、まちの骨格となるものである。道路は、それ自体が構造物として見られる対象であると同時に、美しい景観を眺めるための視点場ともなり得るため、適切な線形計画はもとより、周辺の景観との調和や地域特性に十分配慮する。

#### (1) 線形及び横断面

ア 地域の地形や景観資源等を十分に把握し、周辺の景観との調和に配慮すること。

イ 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、周辺の景観を損なわないよう工夫すること。

ウ 構造物の位置や規模が、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。

エ 路線の性格や目的にあわせた横断面構成とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

#### (2) トンネル

坑口部は、周辺の地形になじむ構造及び形態とし、周辺の植生との調和に配慮した緑化に努めるとこと。

#### (3) 高架橋及び歩道橋

ア 形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。

イ 取付部や擁壁等については、植栽等により修景緑化に努めるとこと。

#### (4) 歩道及び自転車道

ア 舗装等の形態、意匠、色彩及び素材については、周辺の景観との調和及び地域の特性に配慮すること。

イ 歩道においては、必要に応じて緑化等により憩いの場所の創出に努めること。

(5) 道路附属物

ア 防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等の形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和及び地域の特性や統一性に配慮すること。

イ 信号機、標識等については、交通安全上支障のない範囲で整理統合を図るなど、周辺の景観との調和に配慮すること。

(6) 無電柱化

特に景観上の配慮が必要な地域においては、無電柱化することにより美しい街並みの形成に努めること。

(7) 道路緑化

都市部の道路については、道路の安全性等を確保したうえで植え込みや街路樹を設け、緑豊かな道路景観となるよう努めること。その他の道路についても必要に応じて緑化に努めること。

## 2 橋梁

橋梁は、河川や渓谷を渡り、地域や人を結ぶ交流点であると同時に、景観を眺める場又は眺められる場として地域の景観に与える影響が大きい。このような特徴を理解したうえで、整備に当たっては安全性及び快適性に加え、それぞれの地域の特性や周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 橋梁本体

橋梁の構造、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮すること。

(2) 高欄及び照明設備

高欄及び照明設備の形態、意匠、素材及び色彩は、橋梁本体との調和や地域特性に配慮するとともに、快適性を高める配置などの工夫に努めること。

(3) 橋詰

できる限り緑化等により修景を図るとともに、橋梁本体との一体的な景観の形成に努めること。

## 3 河川及び水路

河川や水路は、古くから地域と深い関わりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えてきている。整備に当たっては、治水及び利水の機能を確保するとともに、水辺とのふれあいの場の確保など、地域の人々や訪れた人々が水辺に親しめるような整備に努め、地域の特性や自然環境等に配慮する。

(1) 河道

自然景観にできる限り配慮するとともに、生態系を保全し、周辺の景観と調和させるよう努めること。

(2) 堤防、高水敷等

堤防の法面及び高水敷については、治水上及び河川管理上の支障がない範囲で緑化及び親水施設の整備に努めること。

(3) 落差工及び堰

構造、形態及び素材については、できる限り自然環境との調和に配慮するとともに、適切な魚道を設けるなど、魚類等の生態系の保全に努めること。

#### 4 ダム、堰堤等

ダム、堰堤等は、治山、砂防、治水及び利水など、重要な役割を果たしているが、大規模な構造物となることから、周辺の自然環境の変化や景観との調和に配慮する。

(1) 位置及び形式

ダム、堰堤等の位置や形式は、安全性及び機能性を確保したうえで、できる限り周辺の景観との調和に配慮すること。

(2) 周辺の緑化

ダム、堰堤等の周辺は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努めること。

(3) 周辺施設

周辺施設の意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。

#### 5 急傾斜地崩壊対策施設等

急傾斜地崩壊対策施設や地すべり防止施設は、生命や財産を守る重要な施設であるが、周辺の景観に影響を及ぼしやすいため、その整備に当たっては防災性及び安全性等に支障のない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 構造、形態、意匠、素材及び色彩

構造、形態、意匠、素材及び色彩については、できる限り周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化工法の併用に努めること。

(2) 植生の保全

周囲の斜面の植生をできる限り保全するよう努めること。

#### 6 海岸

日本海に面した松江市の海岸は、荒々しい岩場と緑濃い山が複雑に入り組んだりアス式海岸が続いており、断崖や洞門、奇岩、砂浜など、変化に富んだ美しい景観を形成している。海岸保全施設等を設置する際は、できる限り自然になじむ形態として周

辺の景観に調和させるよう努めるとともに、生物の生息環境及び海岸の利用に配慮する。

(1) 護岸、堤防等

ア 防災機能及び安全性を確保したうえで、自然素材の活用などにより周辺の景観と調和させるよう努めること。

イ 海岸の自然地形や背後地との形状のバランスを考慮し、人工物の圧迫感及び違和感をできる限り軽減させるよう配慮すること。

(2) 海浜

ア 緩やかな弧を描く自然の美しい汀線の保全に努めること。

イ 浸食対策のための海岸保全施設等は、周辺の地形及び生態系を保全し、自然景観との調和に努めること。

(3) 沖合施設

周辺の景観との調和に配慮すること。

(4) 海岸緑化

海岸林や緑地への植栽は、その多様な機能、景観的な演出効果に配慮しつつ、適切な樹種、密度及び緑量の選択に努めること。

(5) その他施設（管理施設等）

配置、形態、意匠、素材及び色彩は、海岸景観と調和させるよう努めること。

## 7 湖岸

宍道湖や中海の湖畔景観は、穏やかで広々とした湖面とその背景となる山並みに囲まれ、市民に潤いと安らぎを与えるとともに、水の都松江の景観を印象付けるものである。また、宍道湖と中海はラムサール条約に登録されるなど、多様な動植物の生息地として大変貴重である。湖岸周辺の整備に当たっては、良好な湖畔景観を保全するとともに、親水性の確保及び生態系の保全に努める。

(1) 護岸、堤防等

ア 展望地や湖岸周辺の道路等からの眺めに配慮し、安全性及び機能性に支障のない範囲で、周辺の景観と調和する形態、意匠及び素材の活用に努めること。

イ 親水性を高めるよう工夫するとともに、動植物の生息しやすい環境をできる限り保全、創造するよう努めること。

(2) 湖岸緑化

湖畔景観の魅力を高める緑地はできる限り保全するとともに、豊かな生態系を保全するため、必要に応じて緑化に努めること。

(3) その他施設（管理施設等）

施設の規模や配置については、湖や背景となる山並みへの良好な眺望をできる限り阻害しないよう配慮し、形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観と調和させるよう努めること。

## 8 港湾及び漁港

港湾や漁港は、古くから海上交通や流通、漁業の基地として、地域の玄関口の役割を担ってきた。整備に当たっては、地域固有の雰囲気や歴史性を尊重し、周辺の景観との調和に配慮する。

(1) 港湾及び漁港施設（防波堤、岸壁、護岸等）

防波堤、岸壁、護岸等の構造、形態、意匠及び素材については、安全性及び機能性に支障のない限り周辺の景観と調和させるよう努めるとともに、親水性に配慮すること。

(2) 港内建築物等

港内の建築物及び工作物の形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観と調和させるよう努めること。

## 9 公園等

自然公園、都市公園等は、憩いの場、自然とのふれあいと探勝の場、野外レクリエーション活動の場として利用されている。公園等の整備に当たっては、立地や設置目的、利用形態等をふまえながら、地域の自然、歴史、文化等の特性を活かし、魅力的な景観形成に努める。

(1) 公園等全体

公園等の周囲にある道路、河川等の公共施設との一体性に配慮した景観形成を図るとともに、地域の生態系の保全に努めること。

(2) 公園施設等

ア 建築物、遊具、ベンチ、園路等の公園施設等の素材は、安全性と耐久性に優れ、できる限り地域性のある素材を用いるように努めること。

イ 形態、意匠及び色彩は、自然公園においては地形や自然になじむよう配慮し、都市公園等においては立地や利用形態等の特徴を活かしながら、周辺の景観と調和させるよう努めること。

(3) 緑化

公園等の植栽は、在来樹種などを主体に地域に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存及び活用に努めること。

(4) その他

- ア 垣及び柵については、生垣等の活用に努め、周辺の景観との調和に配慮すること。
- イ 公園等の敷地内においては、原則として無電柱化すること。

## 10 公共建築物

行政サービス施設、教育施設、集会施設等の建築物等（以下「公共建築物」という。）は、地域生活と深い関わりを持ち、多数の人々が訪れ、利用する場である。公共建築物の建設に当たっては、地域の風土、歴史及び文化等の地域特性や周辺の景観との調和に配慮し、地域の景観形成の先導的役割を果たすよう努める。

### (1) 位置及び配置

- ア 公共建築物の位置は、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。
- イ 敷地内の建築物及び工作物間相互の調和と全体的なまとまり、周辺の景観との調和に配慮すること。

### (2) 形態、意匠及び色彩

- ア 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりのある形態、意匠及び色彩とすること。
- イ 避難設備、高架水槽等公共建築物本体に附属する部分は、防災性及び安全性に支障のない範囲で、主要な展望地又は道路から見えない位置に設置するとともに、公共建築物本体と一体化及び調和させるよう努めること。

### (3) 素材

耐久性及び維持管理性に優れた素材の採用に努めるとともに、できるだけ地域性のある素材の活用に努めること。

### (4) 敷地の緑化

樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮した植栽に努めること。

### (5) 附属施設

車庫、倉庫、汚水処理施設等の附属施設の位置、形態、意匠、素材及び色彩は、敷地内及び周辺の景観や公共建築物本体との調和に配慮すること。

### (6) その他

- ア 公共建築物の敷地内においては、無電柱化に努めること。
- イ 大型の工作物は、周辺の地形及び景観と調和させるよう努めること。